

国内のオオクチバスに対する漁業権免許更新の停止及び  
外来生物法における漁業権に係る特例措置の廃止についての  
要望書

平成 25 年 4 月 10 日

環境大臣 石原伸晃 殿  
農林水産大臣 林芳正 殿

〒142-0042 東京都品川区豊町 4-17-9  
全国ブラックバス防除市民ネットワーク  
会長 杉山秀樹

私たち全国ブラックバス防除市民ネットワーク（41 団体）は、神奈川県芦ノ湖及び山梨県内の 3 湖（河口湖・西湖・山中湖）に現在設定されているオオクチバスの第五種共同漁業権免許が本年更新の時を迎えるに際し、国が次の 2 点について外来生物法の趣旨に則って対処するよう強く要望します。

1. 上記 4 湖におけるオオクチバスに係る第五種共同漁業権が継続されることのないよう、神奈川県及び山梨県を指導すること。
2. 外来生物法施行規則第 9 条（第 5 種共同漁業権に係る特例）を削除すること。

【要望の理由】

オオクチバスは日本において侵略性の高い外来生物と判断され、外来生物法で特定外来生物に指定されています。日本の環境に“いてはいけない生き物”と明確に法律に定められ防除の対象とされたのです。したがって、本来、全国で等しく駆除すべき魚種ですが、芦ノ湖、河口湖、西湖、山中湖においては同法が施行された 2005 年に先立つ 2004 年にオオクチバスが漁業権魚種として免許されていたため、同 4 湖における放流、利用は「生業の維持」のための「特例」として認められてきました。

しかし、この 4 湖が全国で防除活動が行われているオオクチバスを駆除しないばかりでなく、漁業権免許における義務として特定外来生物を放流し続けることは、外来生物法制定の趣旨と矛盾するものであり、この「特例」措置は未来にわたり永続して許容されて良いものではありません。

外来生物法は「外来生物は環境破壊の大きな要因のひとつである」とする世界の大きな流れを受けて制定・施行されたはずです。そのため、現在、国においても生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で定められた目標（愛知目標）を果たすべく、見直しが行われていることと承知していますが、国としてはこのたびの漁業権免許の期限切れ及び外来生物法見直しを契機に、神奈川県及び山梨県に対し、「特例」を返上して外来生物法本来の趣旨にあった漁場管理に移行するよう、強く指導してください。

そのためにも、漁業権継続の根拠になっている外来生物法施行規則第 9 条による特例措置は廃止すべきと考えます。